

広報有田「情報ステーション」掲載基準

広報有田「情報ステーション」をご利用の方へ

広報有田は、町民の皆様の暮らしに役立つ情報を発信するため、「情報ステーション」を設け、町民の皆様が自主的に活動されているクラブ・サークル、団体等の催しや会員募集などの案内を、下記の基準により掲載しています。

【 掲載基準 】

(1) クラブやサークル、各種団体、官公庁などが実施する催しや会員募集などの案内
※事業者が実施するものは対象となりません。

(2) できるだけ多くの情報を掲載するため、会員募集を含め、同じ内容の記事は1年に1回といたします。

(3) 掲載記事の表現方法、表示方法などは、紙面の空き状況などを勘案して、町に一任していただきます。

(4) 申込みの締切日は、発行月の前月の10日（土曜・日曜・祝日の場合は翌開庁日）です。

【 掲載できないもの 】

(1) 営利、PRを目的としたものや、それにつながる可能性のあるもの

(2) 政治的活動を目的としたものや、そのおそれのあるもの

①特定の政党または特定の候補者を支持、または反対することを目的としたもの

②政治団体による政治活動を目的とするものや、それらの団体が行う催し

③選挙又は投票の事前運動に該当するものや、そのおそれのあるもの

④間接的に政治活動の行為につながるものや、その誤解を生む可能性のある催し

(3) 特定の宗教の普及などを目的としたものや、そのおそれのあるもの

(4) 公の秩序または善良な風俗を乱すようなもの

①人種、性別、心身の障がいなどに関する差別につながるもの、基本的人権を侵害するもの、またはそのおそれのあるもの

②名誉毀損のおそれのあるもの

③他を誹謗、中傷するもの

(5) プライバシーを主に扱うものや、プライバシーの侵害のおそれのあるもの（同意の有無は問わない）

(6) 主催者と参加者など、当事者間でトラブルにつながるおそれのあるもの

(7) (1) から (6) のことにつながる可能性のある団体

(8) 客観的に見て責任の所在が明らかでないもの

- (9) 掲載意図や内容が不明確なもの
- (10) 協賛や寄附などの金銭を募ることを主な目的としているもの
- (11) その他広報紙に掲載する内容として妥当でないと認めるもの

○ 以上の観点から、原則として次のようなものは掲載できません。

- ・個人が行う催しや、個人宅、店舗を利用して行う催し
- ・事業者（私塾、稽古事、各種教室の主催者を含む）が行う体験教室や講座などの催し
- ・主催者や代表者が講師となって行う講座や教室などの有料のもの（教材費等の必要経費を除く）
- ・給料、賃金、報酬を伴う職員やスタッフの募集
- ・結婚相談、交際紹介、占いなどに類するもの

【 優先順位 】

紙面には限りがあるため、お申し込みが多数の場合、掲載希望号以外へ掲載することや、掲載できないことがあります。

その場合、次の基準で掲載を決定します。

- (1) 有田町民の構成割合の高いクラブ・サークルなどを優先
- (2) 有田町内で開催されるものを優先
- (3) 過去の掲載実績が少ないクラブ・サークルなどの催しを優先
- (4) 法人・官公庁などの催しよりもクラブ・サークル、地域の団体を優先

【 掲載の流れ 】

- (1) 発行月の前月 10 日ごろまでに、総務課 広報担当へ電話で申し込むとともに、原稿を持参もしくは郵送、ファックス、メールのいずれかの方法で提出してください。
- (2) 掲載可能となった場合は、発行月の前月 20 日ごろに原稿の校正のご連絡を差し上げます。（原則、校正は 1 回）スペース等の関係上、掲載不可となった場合は、原則ご連絡はいたしません。
- (3) 広報が発行次第、掲載した広報を送付いたします。

※営利、PRを目的としたものや事業所からの情報は、広告としてお受けすることができません。詳しくは、広告募集事項をご確認ください。

有田町役場 総務課（広報担当）
TEL : 0955-46-2111
FAX : 0955-46-2100
E-mail : soumu@town.arita.lg.jp